2020 年 8 月 31 日

学生各位

副校長（教務主事）　佐藤　　稔
副校長（学生主事）　荒川　臣司

試験前対面授業期間のルール

9 月 7 日（月）から 11 日（金）までの期間は，試験前の理解度チェック等を主眼においた対面授業を実施します．全学生が登校する今年度初めての機会です．新型コロナウィルスの感染拡大防止に向け，以下のルールについて理解と協力をお願いします．

記

1. 体調不良の場合には登校不可

- 毎朝必ず体温測定を行い，別紙 1「体調管理シート」に記入してください．
- 体温測定の結果，発熱症状が確認された場合，あるいはその他体調不良があった場合には登校不可となります．
- 担任あるいは学生支援係（029-271-2830）に登校しない旨連絡をしてください．寮生の場合は，寮事務室（029-271-2833）に連絡をしてください．
- その後の対応方法については別紙 2「自室・自宅で体調不良になったら」を参照してください．

2. マスクの着用を

- 自分を守るため（手指で直接鼻や口に触れないという意味もあります），また他人に感染させないため（無症状感染の可能性を考えましょう），マスクの着用を義務化します．
- 万が一マスクを忘れた場合には本校への立ち入りは認められません．近くのコンビニエンスストア等で購入をお願いします．
- 忘れた場合や破損した場合のために予備のマスクを常に用意しておいてください．
- 熱中症の恐れがある場合には，マスクを外してください．その場合，換気や他の学生・教職員との「ソーシャルディスタンス」確保に十分留意してください．
- 触覚過敏等によりマスクの着用が困難な学生は事前に担任に報告・相談をしてください．

3. 換気の徹底

- 教室の窓，ドア，廊下の窓（ある場合）は全て開放した上でエアコンを効かせます．
- 登校時をはじめ，窓等が閉まっていることに気がついた場合には，開放してください．

4. 授業時間中・休憩時間中のソーシャルディスタンス確保等

・授業時間中は，授業が早めに終了したとしても，また空き時間であったとしても，特別の事情がない限りは自席で試験勉強を行うようお願いします．

・休み時間中も大声を出すことは控えるとともに，ソーシャルディスタンス（最低でも 1 メートル）の確保に十分留意してください（教室内／廊下）．

5. 学内での食事の際には感染防止策への最大限の配慮を

・昼休みの時間帯に教室内で食事を取ることを認めます（学食，売店の営業はありません）．

・ただし，飲食時の感染リスクを踏まえ，以下の点を必ず守ってください．

- 食前に必ず手を洗う．
- 机を移動せず，自席で摂る（他の学生と向かい合っての食事は厳禁）
- 食事中の会話を極力控える
- 飲食物のシェアをしない

・小型のアルコール消毒液等を携行しておくと良いと思います．

6. 授業終了後はすみやかに下校を

・授業終了後はすみやかに下校してください．

・最後に退出する学生たちは協力して戸締り・消灯等を行ってください．

・試験勉強のための居残りは認められません．

・学内の体育館やグラウンド，図書館等は引き続き使用不可となっています．

・遊興施設への寄り道（特にカラオケ）は絶対にやめましょう．

7. 学内で体調不良となったらまず「インターフォン」！

・学内で体調不良となった場合，いきなり保健室に入ることはできません．

・茨友会館 1F 階段前のインターフォンで看護師に状況を伝えてください．

・新型コロナウィルス感染が疑われる症状の場合には保護者に迎えにきていただくこととなります．

以上

別紙1

体調管理シート

学年　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※該当する症状には〇を付けてください

		体温	頭痛	咳	喉の痛み	鼻水	だるさ	息苦しさ
（　　月）	1日	℃						
	2日	℃						
	3日	℃						
	4日	℃						
	5日	℃						
	6日	℃						
	7日	℃						
	8日	℃						
	9日	℃						
	10日	℃						
	11日	℃						
	12日	℃						
	13日	℃						
	14日	℃						
	15日	℃						
	16日	℃						
	17日	℃						
	18日	℃						
	19日	℃						
	20日	℃						
	21日	℃						
	22日	℃						
	23日	℃						
	24日	℃						
	25日	℃						
	26日	℃						
	27日	℃						
	28日	℃						
	29日	℃						
	30日	℃						
	31日	℃						

別紙2

自室・自宅で体調不良になったら

担任（つながらない場合は学生支援係029-271-2830）に以下の3点を報告してください（※寮生は寮事務室に報告）.
①体温　②体調不良の症状の内容　③療養方針（かかりつけ医の受診の意向等）

A. 体調不良の内容が，新型コロナウィルスの感染が疑われるものとは考えにくい場合※少しでも迷ったらBと判断してください

保護者とよく相談の上，自室・自宅療養で様子をみるか，かかりつけ医を受診するかしてください．症状が完全に治まって回復した場合は登校可能となります．

B. 体調不良の内容が，息苦しさ，咳などの風邪症状，高熱等，新型コロナウィルスの感染が疑われる症状の場合，あるいは，Aからこれらの症状に変化した場合（寮生は帰宅となります）

かかりつけ医を受診するか，「帰国者・接触者相談センター」に相談してください．

保健所に相談し，PCR検査実施となり，陽性となった場合

保健所の指示に従って対応してください．

保健所に相談し，PCR検査実施となり，陰性となった場合
or
保健所に相談したがPCR検査実施とはならなかった場合

発症日から14日間経過した場合，あるいはかかりつけ医が登校可と判断した場合は登校可能となります．※診断書は不要

保健所への相談までには至らなかった場合

保護者・かかりつけ医等とよく相談の上，症状が完全に治まって回復した場合は登校可能となります．

大切なお願い

- 初期段階だけでなく，その後も担任への連絡を継続してください．
- 体調不良の内容に関わらず，「経過観察表」への記録を欠かさず行ってください．